

相双教育事務所

令和7年度 学校教育指導の重点

「令和7年度学校教育指導の重点(福島県教育委員会)」に基づき、その全般的な推進を図りつつ、相双教育事務所域内の課題を踏まえて、次の点に重点を置きます。

「相双ならではの」教育の推進

- ・「相双らしさ」をいかした多様性を力に変える教育
- ・相双で学び、相双に誇りを持つことができる「相双を生きる」教育

小中 義務教育

学校教育

児童生徒一人一人が未来の創り手となる小・中・義務教育学校教育

【県指針1】急激な社会の変化の中でも通用する資質・能力の育成を図る学習指導の工夫・改善

相双→「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善（「相双教育アピール」、「ふくしまの『授業スタンダード』」、「授業改善グランドデザイン」を活用した授業の充実）

【県指針2】道徳や体験活動を重視した豊かな人間性・社会性の育成と体育・健康に関する指導の充実

相双→道徳教育推進教師を中心として、学校全体で「考え、議論する道徳」への質的転換を図る授業改善
→健康マネジメント能力の育成に向けた組織的な取組（「自分手帳」の活用と体力向上推進計画の適切な実施）

【県指針3】「社会に開かれた教育課程」の実現と家庭や地域社会とともにある学校づくり

相双→地域住民と学校が連携・協働する教育活動の充実（地域連携担当教職員を中心とした計画立案）

高

等学校教育

生徒一人一人の進路実現を図る高等学校教育

【県指針1】教育内容・方法の改善・充実

相双→自ら学ぶ意欲や思考力、判断力、表現力などを育成するための、指導方法の工夫改善

【県指針2】ICT活用などによる学びの変革

相双→紙とデジタルの双方の良さを取り入れた、個別最適な学びの充実

【県指針3】自己指導能力の育成を目指した生徒指導の充実

相双→中学校との連携による、高校生活への適応指導の充実
→人間としての在り方生き方に関する指導の充実

【県指針4】キャリア教育の視点に立った進路指導の推進

相双→望ましい勤労観・職業観を身に付けるための、キャリア教育の充実

【県指針5】体育・健康に関する指導の充実

相双→「自分手帳」の機能を活かす活動等による、心身の健康の保持増進に関する指導の充実

連携・交流

連携・交流

幼

児教育

生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育

【県指針1】生きる力の基礎を育む幼児教育の質の向上と幼児期における資質・能力の育成

相双→幼児一人一人の行動の理解と予想に基づく計画的な教育環境の構成

【県指針2】園種、年齢や発達過程を踏まえた教育課程の編成と指導計画の作成

相双→「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」を踏まえた教育課程の編成及び指導計画の作成と、評価・改善

【県指針3】家庭や地域社会等との連携を生かした特色ある園づくりの推進

相双→小学校との計画的、継続的な連携の推進及び架け橋期のカリキュラムの作成

特

別支援教育

「地域で共に学び、共に生きる教育」を推進する特別支援教育

【県指針1】連続性のある多様な学びの場を重視した対応

相双→個別的教育支援計画及び個別の指導計画の引継・活用の促進

【県指針2】一人一人の教育的ニーズに応じた指導の充実

相双→「障害のある子供の教育支援の手引」の三つの観点（①障害の状態等、②特別な指導内容、③教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容）を踏まえた教育的ニーズの整理と、その時点で最も必要な教育の提供

【県指針3】自立と社会参加に向けた教育の充実

相双→各段階における家庭や地域、関係機関と連携した特別活動を要とするキャリア教育の充実

相双教育事務所

検索

